滑空スポーツ訓練実施規則および関連諸規定に関するコメント

2005年6月12日

運航ルール見直し/確認 WG(文責 井上善雄)

長期的検討課題として下記のように提言します。

当WGの検討の中で、直接のテーマではないが気がついたことを以下にまとめました。網羅性はありませんが、今後スポーツ手帳を見直す上での議論のきっかけとなれば幸いです。

1.規則、ルールの背景の保存

航空機事故が10年~20年の周期で多発することを考えると、事故経験が各種ルールに反映され、その事故のことを直接見聞きした世代にとっては、そのルールの意味や大切さが肌で分かるが、次の世代にとっては多くのルールの中の一つでしかなくなってしまうのだと考えられます。

そこで、制限数値の根拠、訓練に使用されている機種の特性、標準的訓練形態、学生の気質、学校の状況、滑走路の条件、法規制など、時間が経ったときに変化する可能性のある事、規則、ルールの文章には表れなくとも、これらを作る上での背景となった考え方を残しておくことが大切であると思います。

2.安全事項のポリシィについて

スポーツ手帳第6章の目的は、「加盟団体の自主的訓練」、「健全な発展」とあり、これは変えるべきではないと考えます。この趣旨に添って、「~すべきではない」や「~すべき」という発想の記述を見直す必要があります。

すなわち、例えば「最低飛行条件」の項では、『安全な離着陸の訓練を実施する上では、正対風 1 0 m/s 以内が好ましい。ただし、高性能競技機など、通常の練習機よりかなり高い速度で maxL/D の得られる機種の場合は別途定めて運用しても良い。』のような記述としていくことで、スポーツ手帳は長期的に使える内容となります。

さらに、必要に応じて当グループが提案するような「ガイドブック」でスポーツ手帳を補足する 体系にすれば、更新が円滑に効率的に行なえると考えます。

3.スポーツ手帳の構成について

第7章の滑空場ごとの説明は、格納庫、自動車、滑走路整備、生活などのフライトに直接関係しない事項と第6章の安全運航の個別制限事項とを明確に分けて記述するのがわかり易い。その前提で第6章の安全運航は全滑空場に共通的な事項に止めることを提案します。